（本號八面）　（明治廿五年三月一十日　郵便信書省認可）　明治二十六年四月廿二日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には安號詳細なる商況物價の報告あり

第三千六百三十六號
明治廿六年四月廿二日　土曜日
舊暦癸巳三月七日　（己丑）
日出入　午前五時一分　午後六時十八分
月出入　午前九時二十九分　午後九時十分
潮干満　午前九時三十六分　午後九時三十分
（西暦一千八百九十三年）

地方視察員の派出

市町村制府縣郡制の實施あり地方自治の制度漸く行はれて各地の政況を一變し教育衛生の事も漸次緒に就き殊に殖産の一事に至ては實に驚くべきの進歩を現し銀行會社製造所等其面目を一新し各地の產業駸々として隆盛の域に進む最近二三年間地方長足の進歩は實に世人の意外にあり本社は豫て全國各地に通信員を設けて是等地方の狀況は常に報道を紙上に掲け細大漏す所なきを期すと雖も未だ之を以て滿足する能はず絶えず社員を各地に派して詳かに其狀況を探り以て殖產世界に利益する所あらんと欲し過般來計畫する所あり頃日準備既に整頓したれば今後は時々社員を各地に派出して地方の政況を始め農工商事各般の狀況を紙上に報道し讀者をして坐ながら各地進歩の實況を詳知せしむるみを期す而して今や重要貿易品の一たる製茶の季節に向ひたるを以て第一着手として社員伊澤良立氏を產茶地方に派し其狀況を探らしむる事となし氏は昨日を以て其途に上り先づ靜岡縣下の茶況を視察し夫れより熱田を經て四日市に出で三重縣下の製茶地方を巡覽し更に江州に出でし製絲業を調査し歸途名古屋其他沿道の地方に於ける農工商業の實況を探り日々之を本社に報道する筈なれば該地方の模樣は今後十數日の時事新報紙上に顯出すべし

二十六年四月二十二日　時事新報社

時事新報

文部の當局者に望む

新任の文部大臣は教育上に意見を有し之を行はんとするの考にて大學總長の更迭の如きは其一端なる可しと說を傳ふるものあり部内の改革、吏員の進操の如きは我輩の關する所に非ざれども注意を要するは教育の方針に在り從來當局者の更迭する毎に方針の變化は度々の事にして文部の創立以來その變回なること知らず社會の有樣は常に進んで止まざるものなれば其進歩に伴ふて方針の變ずるは自から止むを得ざる次第なれども我輩の所見を以てすれば從來の變化は必ずしも止むを得ざるの變化に非ずして寧ろ反對の事實を呈したるが如し當初文部省が所謂學制を頒布して教育を奬勵したるの趣意は專ら人生に必要の知識を授けて人々自營獨立の計を得せしめんとの精神にして毫も間然す可き所なかりしに明治十四五年の頃に至り時の政府の變動と共に俄に方針を一變して儒教主義を採用し所謂碩學鴻儒の故老輩を呼起して修身の講義を托し英語の教授を止めたるが如きは其最も著しきものにして爾來時々の變化は一にして足らず彼の教育の勅語の如き凡そ人間たるものが古今に亘り東西に通じて日常に履行す可き道德の旨を特に文字に現はしたるまでのものにして趣意の在る所は自から明白なるに文部の當局者は之を解釋するに自家の見解を以てして教育の方針に多少の影響を與へたるの跡なきに非ず之を要するに方針の變化の爲めに全國の人心をして方向に迷はしめ社會に殊に殖產の一事に至ては實に驚くべきの進歩を現し銀行會社製造所等其面目を一新し各地の產業駸々として隆盛の域に進む最近二三年間地方長足の進歩は實に世人の意外にあり本社は豫て全國各地に通信員を設けて是等地方の狀況は常に報道を紙上に掲け細大漏す所なきを期すと雖も未だ之を以て滿足する能はず絶えず社員を各地に派して詳かに其狀況を探り以て殖產世界に利益する所あらんと欲し過般來計畫する所あり頃日準備既に整頓したれば今後は時々社員を各地に派出して地方の政況を始め農工商事各般の狀況を紙上に報道し讀者をして坐ながら各地進歩の實況を詳知せしむるみを期す而して今や重要貿易品の一たる製茶の季節に向ひたるを以て第一着手として社員伊澤良立氏を產茶地方に派し其狀況を探らしむる事となし氏は昨日を以て其途に上り先づ靜岡縣下の茶況を視察し夫れより熱田を經て四日市に出で三重縣下の製茶地方を巡覽し更に江州に出でし製絲業を調査し歸途名古屋其他沿道の地方に於ける農工商業の實況を探り日々之を本社に報道する筈なれば該地方の模樣は今後十數日の時事新報紙上に顯出すべし

二十六年四月二十二日　時事新報社

時事新報

文部の當局者に望む

新任の文部大臣は教育上に意見を有し之を行はんとするの考にて大學總長の更迭の如きは其一端なる可しと說を傳ふるものあり部内の改革、吏員の進操の如きは我輩の關する所に非ざれども注意を要するは教育の方針に在り從來當局者の更迭する毎に方針の變化は度々の事にして文部の創立以來その變回なること知らず社會の有樣は常に進んで止まざるものなれば其進歩に伴ふて方針の變ずるは自から止むを得ざる次第なれども我輩の所見を以てすれば從來の變化は必ずしも止むを得ざるの變化に非ずして寧ろ反對の事實を呈したるが如し當初文部省が所謂學制を頒布して教育を奬勵したるの趣意は專ら人生に必要の知識を授けて人々自營獨立の計を得せしめんとの精神にして毫も間然す可き所なかりしに明治十四五年の頃に至り時の政府の變動と共に俄に方針を一變して儒教主義を採用し所謂碩學鴻儒の故老輩を呼起して修身の講義を托し英語の教授を止めたるが如きは其最も著しきものにして爾來時々の變化は一にして足らず彼の教育の勅語の如き凡そ人間たるものが古今に亘り東西に通じて日常に履行す可き道德の旨を特に文字に現はしたるまでのものにして趣意の在る所は自から明白なるに文部の當局者は之を解釋するに自家の見解を以てして教育の方針に多少の影響を與へたるの跡なきに非ず之を要するに方針の變化の爲めに全國の人心をして方向に迷はしめ社會に殊に殖產の一事に至ては實に驚くべきの進歩を現し銀行會社製造所等其面目を一新し各地の產業駸々として隆盛の域に進む最近二三年間地方長足の進歩は實に世人の意外にあり本社は豫て全國各地に通信員を設けて是等地方の狀況は常に報道を紙上に掲け細大漏す所なきを期すと雖も未だ之を以て滿足する能はず絶えず社員を各地に派して詳かに其狀況を探り以て殖產世界に利益する所あらんと欲し過般來計畫する所あり頃日準備既に整頓したれば今後は時々社員を各地に派出して地方の政況を始め農工商事各般の狀況を紙上に報道し讀者をして坐ながら各地進歩の實況を詳知せしむるみを期す而して今や重要貿易品の一たる製茶の季節に向ひたるを以て第一着手として社員伊澤良立氏を產茶地方に派し其狀況を探らしむる事となし氏は昨日を以て其途に上り先づ靜岡縣下の茶況を視察し夫れより熱田を經て四日市に出で三重縣下の製茶地方を巡覽し更に江州に出でし製絲業を調査し歸途名古屋其他沿道の地方に於ける農工商業の實況を探り日々之を本社に報道する筈なれば該地方の模樣は今後十數日の時事新報紙上に顯出すべし

二十六年四月二十二日　時事新報社

雜報

○九鬼審査總長の出張　第四回內國勸業博覽會の敷地凡そ七萬坪は東都市中にて買上げ之を政府に差出す事に定まり居る趣は第四議會に於ける政府委員の說明中に見えたる通りにして同事務局は既に各館の位置より敷地の廣袤等粗々內定し此程事務官二名を京都に派遣したれども此の敷地最寄の地主は是非本月中に用地の區域を確定せざれば農事に差支ありとの申立をなし居る事情あるより扨は九鬼審査總長に京都出張を命ぜられたるものならん而して九鬼氏の出發は多分本日なるべし九鬼氏にもて京都に至れば關係地方の委員等には博覽會に對する準備談等も之あるならんといふ

○桓武天皇紀念祭協賛會々長　去る十八日午後四時より京都商業會議所に於て桓武天皇紀念祭協賛會の發起人會を開き內務大臣三郎氏は西村捨三氏が近府縣を遊說したる模樣を報告し引續き熊谷久兵衛氏を撰擧係として會長を撰擧せしに其結果は左の如し

十八點　近衛　公爵　一點宛　西園寺侯　東久世伯

若しも政略一變の決斷を見るみともわらば我輩は之を以て當局者の大功偉と認めんとする者なり

官報

○法律

勅帝國議會ノ協賛ヲ經タル酒精營業稅法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六月四月二十日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
大藏大臣　渡邊國武

法律第十七號

酒精營業稅法

第一條　酒精（アルコール）又ハ鴆物ト混和シタル酒精ヲ販賣スル營業者ヲ分チ左ノ二種トス

甲種營業人
本條ノ物品ヲ製造シ又ハ輸入シ之ヲ自用者ニ非サル者ニ販賣スル者

乙種營業人
本條ノ物品ヲ製造シ又ハ甲種營業人ヲ經由セシテ買入シ之ヲ自用者ニ販賣スル者

第二條　本法ノ營業ヲ爲サントスル者ハ先ツ管轄ノ免許ヲ受クヘシ

第三條　營業ノ免許ヲ受タル者ハ政府ノ定ムル所ニ從ヒ保證金トシテ十圓以上千圓以下ノ現金又ハ國債證券ヲ以テ供託スヘシ

第四條　本法ノ稅金ヲ滯納シタルトキハ保證金ノ一部又ハ全部ヲ以テ稅金ニ充ツ仍不足スルトキハ明治二十二年法律第三十二號國稅滯納處分法ニ據テ處分スヘシ

第五條　免許ヲ受タル者ハ左ノ算程ニ從ヒ營業稅ヲ納ムヘシ

甲種營業人
酒精（アルコール）一石ニ付金二十圓ノ割合

乙種營業人
酒精（アルコール）一石ニ付金二十五圓ノ割合

營業人ヲ經由セシテ第一條ノ物品ヲ買取リ消費スル者ハ本條ニ準シテ納稅スヘシ

第六條　營業稅ハ翌年一月三十一日限之ヲ納ムヘシ但シ廢業スル者ハ其前項ノ期限內ト雖營業稅高第三條ノ保證金高ニ達過スルトキハ先ツ其ノ稅金ヲ納メテ後之ヲ返賣スヘシ

第七條　第一條ノ物品ヲ醫藥用又ハ工業用ニ供スル者（造酒家ヲ除ク）ハ勅令ヲ以テ定ムル所ノ規定ニ從ヒ其ノ營業稅ノ免除ヲ請フコトヲ得

第八條　營業者ハ帳簿ヲ調製シ第一條物品ノ出入ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

第九條　主任官吏ハ正當ノ命令ニ依リ營業者ノ營業ニ關スル帳簿物品等ヲ檢査スルコトアルヘシ

第十條　無免許ニテ營業シタル者ハ現在酒精類及營業用ノ物品器械ヲ沒收シ營業稅三倍ノ罰金ニ處ス但シ已ニ賣捌キタルモノハ其ノ代價ヲ追徵ス

第十一條　帳簿ノ記載ヲ僞リ若ハ故ラニ記載ヲ爲サスシテ虛稅ヲ圖リ又ハ虛稅シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條　帳簿ノ調製記載ヲ怠リタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條　本法ノ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヰス但シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　本法ハ明治二十六年七月一日ヨリ施行ス

○不

忠助聽けよと高吾親愛なる高ぬ事、此世に君の手許に行如何なる有樣にし、左はれ自早餘命は奈落理由を知り度る物語を讀み

の殯悔書を讀み高見は之を讀み「う」忠助は應へ幾箇所も封印を高見は諸て己が何にも言ふまいたものならば、だ、モウ夜の十篤と是等の書物なくてならん事に於て兩人は密を固く鎖し、再高見は忠助に別扨ても代言人高の奥底より探り秘密の手紙にしの死去するか、もの、則ち是なに押切って讀み見設けて書記さん

醫學博筆を染めも事古の日の暮に、鄭ば、余は受取り池田默庵の手に を看て驚く事一便にて手紙の來共に食し共に語 親愛なる島井 此手紙、故みそぬ、其文言は左て、時に或は 鬪はしたる事 を害ねたるみ 吾生命、吾名 小生は左の手 だもなかりし 「島井よ、吾生 に繋れり、今 吾名書、吾生 弊も去る可き世間に政府 を無用の物として其廢止を 竟在朝の政治家が一國の教育を 私したるの報ひにみ そわれば當局者はよく〳〵此邊に注意して從來の政略 を一變するみと必要なる可し教育の方針に就ては大に 所見なきに非ざれども之を今日に望むも無益なる可し

時事新報は安號詳細なる商況物價の報告あり